

総務文教常任委員会報告

令和3年6月17日

ただ今から、総務文教常任委員会の委員長報告を行います。

令和3年6月8日午前10時00分から美浜町議会全員協議会室で、議長及び委員7名の出席のもとに本委員会を開催し、6月2日に本委員会に付託されました議案2件についての協議を行いました。

当日は説明のため町長、副町長、教育長、総務課長、税務課長、住民環境課長の出席を求め、職務執行のため議会事務局長を出席させました。

はじめに 議案の説明は、去る6月2日に行われた全員協議会において、理事者から詳細説明を受けておりますのでただちに質疑から入りました。

以下、本委員会で審査された主な点について申し上げます。

(1) 議案第39号 専決処分の承認を求めることについて(美浜町税条例等の一部を改正する条例の制定について)

質疑 個人町民税関係で住宅借入金等特別税控除の特例で、控除期間を13年に特例延長するとあるが、控除期間10年が13年となるのか、それとも更に13年の延長期間となるのか。

回答 令和元年に消費税が8%から10%になるまでの特別控除の期間は10年であったが、住宅産業が国の基幹産業であり消費の冷え込みを防ぐため13年に延長したもので、今回コロナ禍の影響も考慮され、13年の期間措置も延長される。

質疑 住宅の床面積要件等の緩和というものがあるが、これはどのような効果があるのか。

回答 住宅の面積緩和で、これまでの50㎡以上を40㎡以上とし、小規模の住宅まで対象を拡大するというもので、住宅建設需要を高める効果が望める。

質疑 固定資産税で、新型コロナウイルス感染症による納税者の負担軽減の配慮から、令和3年度に限り、課税額が上昇する土地について、据え置く特別措置が講じられるとのことだが、この減収分は、国からの財源補填等の措置があるのか。

回答 今回は令和3年度に限る特例措置で、減収分に付いては交付金という形で措置が設けられる。

質疑 軽自動車税は直接税で、町の税収となるが、軽自動車税の税収はどのくらいの金額か。また、今回のグリーン化特別減税対象となる車は何台あるのか。

回答 軽自動車は単車やトラクターも含まれ、税額は約3,500万円となっている。今回のグリーン化特例対象車の数は51台である。

質疑 この減税措置をすることで、町は減収となる。対象となっている自動車を所持している方はどれ位の額が緩和されるのか。

回答 対象車51台に係る減税額は全体で74万1,500円である。町の減税分は国費で補填される。

(2) 議案第46号 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

質疑 新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の特例は、運用実績であり、その措置の対象期間が令和4年3月31日まで延長されるが、国からの財政支援はどのように行われるのか。

回答 国からの税制支援は、交付金の充当で行われる。その期間が令和3年度までであったが、コロナ対策で令和4年3月31日まで1年間延長されることとなった。

以上の審査を終え、委員会採決を行いました結果を報告いたします。

(1) 議案第39号 専決処分の承認を求めることについて（美浜町税条例等の一部を改正する条例の制定について）
は、全員賛成をもって承認することに決しました。

(2) 議案第46号 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

は、全員賛成をもって承認することに決しました。

続いて、請願について、協議がなされました。

請願第2号 日本政府に「核兵器禁止条約」への署名と批准を求める意見書の提出に関する請願

はじめに、紹介議員の河本猛議員から請願の説明を受け、審査に入りました。

意見：アメリカと同盟を結んでいる限り、また、北朝鮮の脅威等から逃れるためには、この意見書には同意できない。

意見：日本政府には、やはり唯一の戦争被爆国として核兵器禁止条約を批准して核兵器のない世界の平和を目指してもらいたいという思いがある。ぜひ、この意見書を採択して、国のほうに提出していただきたい。

などの意見が出され、採決の結果、賛成少数をもって不採択とすることに決しました。

上記のとおり協議を終了し、午前10時40分本委員会を閉会いたしました。以上をもって、総務文教常任委員会の委員長報告を終わります。